

伊豆市水道料金等徴収業務委託公募型簡易プロポーザル実施要領

令和2年1月6日制定

(目的)

第1条 この要領は、伊豆市水道料金等徴収業務（以下「料金業務」という。）におけるお客様サービス等のより一層の向上を図るため、料金業務の受託を行うことの出来る能力を有する民間事業者のうち、特に業務に対する意欲、資質、技術的能力等が優れた者を公募型簡易プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託するために必要な手続等について定めるものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 料金業務の委託範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受付業務
- (2) 検針業務
- (3) 検算業務
- (4) 調定・更正に係る資料作成業務
- (5) 収納業務
- (6) 開栓業務
- (7) 閉栓業務
- (8) 滞納整理業務
- (9) 給水停止業務
- (10) 漏水認定・減免申請等の資料作成業務
- (11) 検定期間満了メータ交換に伴う処理業務
- (12) 電子計算処理業務
- (13) 契約終了時の引継業務
- (14) その他関連する付帯業務

(委託業務期間)

第3条 委託業務期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託準備期間)

第4条 契約日から令和2年3月31日までの期間は準備期間とし、委託業務の委託を受けた者は、自己の負担と責任において水道料金等計算システムの構築（簿外管理システム及び各種ハンディーターミナルシステム等を含む。）、システムのデータ移行に係る準備、検証及び業務移行並びに検針員等従事者の確保・研修等を行うものとする。

(提案限度額)

第5条 本件委託業務に係る提案限度額は、239,760,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(参加資格)

第6条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 伊豆市入札参加者資格名簿に登録されていること。
- (2) 過去5年間に於いて、地方公共団体が発注した実施要領第2条に規定する委託業務内容と同様の業務を元請けとして完了した実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 伊豆市暴力団排除条例(平成24年伊豆市条例第2号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(参加に関する留意事項)

第7条 プロポーザルに関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、プロポーザルに参加する者の負担とする。

- 2 前項の書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとするが、当該書類は返却しない。なお、書類に記載された情報等について、市は、プロポーザルに参加する者に無断でプロポーザル以外の目的で使用し、又はこれを漏らすこと等できないものとする。

(実施スケジュール)

第8条 プロポーザルに係る実施スケジュールは、以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公告及び実施要領公表 (伊豆市ホームページに掲載)	令和2年1月6日(月)
参加申込に関する質問受付期間	令和2年1月6日(月)から1月17日(金)
参加申込に関する質問回答	令和2年1月21日(火)
参加申込書の提出期限	令和2年1月24日(金) 午後5時 (郵送又は持参)
業務提案書に関する質問受付期間	令和2年1月6日(月)から1月31日(金)
業務提案書に関する質問回答	令和2年2月4日(火)
業務提案書の提出期限	令和2年2月7日(金) 午後5時 (郵送又は持参)
参加資格要件の審査結果通知	令和2年2月10日(月) (電子メール及び郵送)

プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和2年2月17日（月）
選定結果の通知	令和2年2月19日（水）
契約予定者との詳細協議	令和2年2月20日（木）から3月2日（月）
見積書提出	令和2年3月5日（木）
契約締結（予定）	令和2年3月10日（火）

（受付事務局）

第9条 プロポーザルに係る受付事務局を、伊豆市建設部上下水道課（伊豆市八幡500-1 伊豆市役所中伊豆支所）に置くものとする。

（参加申込）

第10条 参加申込事業者は、プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 参加申込事業者は、実施要領第6条における業務受託の実績の証明として、当該業務受託に係る契約書の写し等の書類を参加申込書に添付し、市長に提出しなければならない。

3 参加申込書等は、令和2年1月24日（金）午後5時までに提出しなければならない。

4 参加申込書等は郵送又は持参により提出することとし、提出場所は『伊豆市建設部上下水道課（伊豆市役所中伊豆支所）』とする。

（業務提案書）

第11条 参加事業者は、この要領並びに仕様書に従い、次に掲げる項目について、業務提案書及び各資料（以下「業務提案書等」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 会社概要（別紙 企業状況調査票）

(2) 業務体制（任意様式）

(3) 窓口業務に対する提案（任意様式）

(4) 料金調定に関する提案（任意様式）

(5) 料金収納に関する提案（任意様式）

(6) 電子計算処理業務に関する提案（任意様式）

(7) 個人情報保護体制及び不詳事防止対策に関する提案（任意様式）

(8) 防災、災害及び緊急時対策等危機管理に関する提案（任意様式）

(9) その他業務に必要な提案（任意様式）

(10) 受託見積金額及び見積内訳（任意様式）

2 業務提案書等は、A4版サイズとし、作成は日本語によるもので所定の表紙（様式第2号）に、目次及び頁番号を付け、参加事業者の持参により提出しなければならない。

3 (1)会社概要は別紙「企業状況調査票」とし、8部提出すること。

- 4 (2)から(9)までの項目については、A4版両面5枚以内(様式は任意とする。)で綴ったものを8部提出すること。
- 5 (10)受託見積金額及び見積内訳(様式は任意とする。)は、書面により1部提出すること。
- 6 業務提案書等は、令和2年2月7日(金)午後5時までに提出しなければならない。
- 7 業務提案書等は郵送又は持参により提出することとし、提出場所は『伊豆市建設部上下水道課(伊豆市役所中伊豆支所)』とする。

(質問の受付)

第12条 質問は、質問書(様式第3号)を使用し、電子メールにより受付事務局あてに提出すること。送信する際は、件名を「伊豆市水道料金等徴収業務委託プロポーザルに関する質問」と明記し、メール送信後、必ずメールの到着を確認すること。

(資格審査及び審査結果の通知)

第13条 市長は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び実績を証する書類を基に、参加申込事業者のプロポーザル参加資格を審査する。

- 2 市長は、前項の審査の結果、参加申込事業者がプロポーザル参加資格を有しないと認められる場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第4号)によりプロポーザルへの参加資格を認めない旨を通知する。
- 3 市長は、前項の審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められる事業者(以下「参加事業者」という。)に対し、プロポーザル参加要請書(様式第5号)によりプロポーザルへの参加資格を認めた旨を通知する。

(プロポーザルの途中辞退)

第14条 参加事業者がその参加を辞退しようとする場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第6号)を市長あてに提出すること。

- 2 プロポーザル参加辞退届の提出方法は、郵送とする。

(プレゼンテーション及びヒアリング)

第15条 プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うものとし、別紙「伊豆市水道料金等徴収業務委託プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング実施要領」のとおりとする。

(審査及び評価基準)

第16条 プロポーザル業務提案書の審査は、「伊豆市水道料金等徴収業務プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)が行うものとする。

- 2 委員会は、参加事業者から提出された業務提案書等とプレゼンテーションによるヒアリングを行い、別紙「伊豆市水道料金等徴収業務プロポーザル選定評価基準」に基づき審査し、当該参加事業者の提案の中から最も優れたものを選定する。
- 3 プロポーザルの評価は、主に業務に対する理解度、業務提案書の的確性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠等を基準として評価

する。

- 4 審査会の審査は非公開とする。
- 5 委員会の審査期間は、料金業務受託事業者（以下「受託事業者」という。）を決定した後、当該業務委託契約を締結し、受託事業者が業務を開始した時点までとする。
- 6 審査結果については、選定された参加事業者を伊豆市ホームページで公表する。
- 7 審査結果についての異議申立は受理しない。

（選定通知等）

第 17 条 市長は、第 16 条第 2 項において選定された参加事業者にプロポーザル選定結果通知書（様式第 7 号）を、又選定されなかった参加事業者にプロポーザル非選定結果通知書（様式第 8 号）を、それぞれ通知する。

（委託契約）

第 18 条 市長は、伊豆市契約事務規則第 5 章に基づき、受託事業者に決定した者と料金業務委託契約を締結する。

- 2 料金業務委託の条件等は、受託事業者と協議のうえ、市長が別に定めるものとする。
- 3 受託事業者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、経費の負担に関し受託事業者と協議するものとする。
- 4 委託業務開始までの準備期間における受託事業者の責任と準備期間終了後における料金業務委託契約締結に関する保証等については、プロポーザルによる受託事業者決定後、市長と受託事業者との間で協議を行うこととする。

（提出書類等の瑕疵）

第 19 条 プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について委員会で審議のうえ、参加事業者の取扱いについて決定を行う。

- 2 委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加事業者に個別にヒアリングを行うことができるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、受託事業者の選定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

（失格条件）

第 20 条 参加事業者及び受託事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加資格又は受託事業者の決定を取り消す。

- (1) 委託契約以前に指名停止となった場合
- (2) 業務提案書等作成に係る不正行為が認められた場合

（次順位者の繰り上げ）

第 21 条 市長は、受託事業者に委託契約を履行することができない何らかの事

由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価等が上位であったものから順に当該委託契約についての交渉を行うことができるものとする。

附 則

この実施要領は、制定の日から施行する。

令和 年 月 日

伊豆市長 宛て

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

プロポーザル参加申込書

伊豆市水道料金等徴収業務に係るプロポーザルに参加したいので、参加申込書を提出します。

なお、伊豆市水道料金等徴収業務委託公募型簡易プロポーザル実施要領に示す参加資格要件を満たすとともに、本申込書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和2年1月6日
- 2 業務名 伊豆市水道料金等徴収業務委託
- 3 書類等送付先

商号又は名称	
担当者氏名	
住所	〒
連絡先	TEL : FAX :
電子メールアドレス	

様式第 2 号（第 11 条関係）

伊豆市水道料金等徴収業務委託プロポーザル
業務提案書

1 事業者

2 提出日 令和 年 月 日

3 提出部数 正本 1 部、 副本 7 部

様式第3号（第12条関係）

令和 年 月 日

伊豆市長 宛て

名 称

質 問 書

伊豆市水道料金等徴収業務委託プロポーザルへの参加にあたり、下記について疑義が生じたので回答願います。

記

1 質問事項

2 連絡先等

(1) 担当者氏名及び役職

(2) 住所

(3) 連絡先 電話番号：

F A X：

E-mail：

伊 建 上 第 号
令和 年 月 日

様

伊豆市長 菊 地 豊
(伊豆市建設部)

プロポーザル参加資格審査結果通知書

御社から、先に提出いただきました伊豆市水道料金等徴収業務委託プロポーザル方式参加申込における御社の同プロポーザル方式参加資格について、審査結果をお知らせいたします。

御社につきましては審査の結果、残念ながら伊豆市水道料金等徴収業務委託プロポーザル方式への参加資格を有しないと認められました。

上記の結果ではありますが、今回のプロポーザルへの参加の申込みを頂きましたことにつき厚く御礼申し上げます。

今後とも、伊豆市水道事業にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、参加資格審査に関するご質問に関しては、下記にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

(問い合わせ先)

〒410-2592 伊豆市八幡500-1
伊豆市建設部上下水道課

電話番号：0558-83-3950

F A X：0558-75-7177

E-mail：jyosui@city.izu.shizuoka.jp

様式第5号（第13条関係）

伊 建 上 第 号
令和 年 月 日

様

伊豆市長 菊 地 豊
(伊豆市建設部)

プロポーザル方式参加要請書

御社につきまして、伊豆市水道料金等徴収業務委託プロポーザル参加資格を審査した結果、参加資格を有すると認められましたので同プロポーザルへの参加を要請いたします。

また、委託業務内容及びプレゼンの実施日程については別途通知しますので、出席をお願いいたします。

(問い合わせ先)

〒410-2592 伊豆市八幡500-1

伊豆市建設部上下水道課

電話番号：0558-83-3950

F A X：0558-75-7177

E-mail：jyosui@city.izu.shizuoka.jp

様式第6号 (第14条関係)

令和 年 月 日

伊豆市長 宛て

住 所
商号又は名称
代 表 者

㊟

プロポーザル参加辞退届

この度、貴市が実施している伊豆市水道料金等徴収業務委託プロポーザルへの参加を辞退したく届け出ます。

記

連絡先等

(1) 担当者氏名及び役職

(2) 住所

(3) 連絡先 電話番号：
F A X：
E-mail：

様式第7号（第17条関係）

伊 建 上 第 号
令和 年 月 日

様

伊豆市長 菊 地 豊
(伊豆市建設部)

プロポーザル選定通知書

伊豆市水道料金等徴収業務委託プロポーザルにおいて、参加事業者の各提案について厳正に審査した結果、御社の提案を最も優れたものとして評価いたしました。

この審査結果により、御社を令和2年度からの伊豆市水道料金等徴収業務に係る受託者として決定したので通知します。

(問い合わせ先)

〒410-2592 伊豆市八幡500-1

伊豆市建設部上下水道課

電話番号：0558-83-3950

F A X : 0558-75-7177

E-mail: jyosui@city.izu.shizuoka.jp

様式第8号（第17条関係）

伊 建 上 第 号
令和 年 月 日

様

伊豆市長 菊 地 豊
(伊豆市建設部)

プロポーザル非選定通知書

伊豆市水道料金等徴収業務委託プロポーザルへ参加をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

当該プロポーザルにおいて参加者の各提案を厳正に審査した結果、残念ながら御社の提案を選定することができなかつたので通知します。

(問い合わせ先)

〒410-2592 伊豆市八幡500-1

伊豆市建設部上下水道課

電話番号：0558-83-3950

F A X : 0558-75-7177

E-mail: jyosui@city.izu.shizuoka.jp